

第2部 第7期障がい福祉実施計画 第3期障がい児福祉実施計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的（意見数 0件）

2 計画の位置づけ（意見数 0件）

3 計画期間（意見数 0件）

4 計画で定める項目（意見数 0件）

5 計画の基本理念（意見数 0件）

6 計画の推進体制（意見数 1件）

提案
22

策定体制に「本計画は、施策推進協議会、障がい者自立支援協議会に意見を伺い策定」と記載があるが、計画には発達障がいも含まれているので、「発達障害者支援地域協議会」からも意見を聞くことが必要ではないか。
(計画案 108 ページ)

【市の考え方】その他

計画の推進体制は、障害者基本法に基づき、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を監視するために設置する浜松市障害者施策推進協議会及び当事者等、障がい者関係団体からの意見を反映させるために浜松市障がい者自立支援協議会にて、計画の評価、施策に対する提言を行う体制としております。

なお、発達障害に関する内容も含まれております。

7 第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況（意見数 3件）

提案
23

各年度の目標と達成の比較、その達成状況を見える化してほしい。(計画に対して、結果・成果がどうであったかということ)
さらに、進捗状況というのであれば、まずは結果を示すものであれば、「〇〇であった、〇〇でした」という過去形が原則だと思います。その際に、誰(どこ)が・どこで・どのように等の5W1Hを意識した具体的な記載があるとより分かりやすいです。その後の考察については、「です、ます」調でも構いません。
(計画案 109 ページ)

【市の考え方】案の修正

前実施計画における目標、実績等の進捗状況については、「5 第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況」で記載しております。

実績の記載方法について、以下のとおり、計画案を修正します。

《修正内容》計画案 109 ページ ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実
(修正後計画案 113 ページ)

(修正前)

専門的な人材育成等を目標としました。

(修正後)

専門的な人材育成等を行いました。

《修正内容》計画案 111 ページ ⑥相談支援体制の充実・強化等 (修正後計画案 115 ページ)

(修正前)

地域の相談支援体制を強化するため、障がい者基幹相談支援センターの継続設置及び基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化を継続して実施していくとともに、契約更新に向けて、相談体制の見直しを行い、より効果的な相談支援体制の構築を進めています。

(修正後)

障がい者基幹相談支援センターの継続設置及び基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化を継続して実施しました。今後も効果的な相談支援体制の構築を進めてまいります。

質問	地域活動支援センターの実施が見込み値に至っていない要因はなにか、どこに整備を検討しているのか
17	(計画案 113 ページ)

【市の考え方】その他

令和4年度に事業者を募集しましたが、応募がありませんでした。引き続き、利用者の利便性を考え設置を検討してまいります。

**要
望
81**

児童福祉法に規定されるサービスは、単にサービスの供給量を示すだけでなく、実際に必要とされる児童数の把握方法とそれに基づいた計画の策定方向を示していただきたいです。
(計画案 114 ページ)

【市の考え方】今後の参考

障害福祉サービス等を必要とする障がい者・児の実態把握については検討してまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

第2章 令和8年度の成果目標（意見数 0件）

1 施設入所者の地域生活への移行（意見数 9件）

質 問 18	移行者数の中には、浜松学園からグループホームに移行した人も含まれますか。 (計画案 117 ページ)
---------------------	---

【市の考え方】その他

含まれております。

そ の 他 39	グループホームの重要性はあるが、国際的には課題があることを認識してもらいたいです。 (計画案 117 ページ)
--------------------------	--

【市の考え方】その他

障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、障害者総合支援法に基づき、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供されるよう体制の整備に努めてまいります。

そ の 他 40	施設入所の待機者数について、入所施設へという方針なのか別の方法を考えているか。例えば「地域移行支援」のサービスについては、入所施設からグループホームへという人数か。待機者数の解消は 10 年後もできないと考えている。それよりも「地域移行支援」で年間 4 人ずつグループホームへ出すという考え方であれば、待機者をグループホームへ出すという主体的な考えを持つことを考えているか。 待機者数について、大きな課題であるにもかかわらず議論されていない。当事者部会でも議論していってもらいたい。 (計画案 117 ページ)
--------------------------	---

【市の考え方】今後の参考

施設入所待機者の課題の把握に努め、地域生活への移行を進めてまいります。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

要 望 82	地域生活への移行の促進について、前述でも障がい者の高齢化が課題となるため、高齢者施設（介護保険）への移行も含めてはどうか。また、強度行動障がいを有する方への支援の充実やネットワークの構築、人材育成等も加えてほしい。 (計画案 117 ページ)
---------------------	--

【市の考え方】その他

地域生活への移行は、入院や介護移行は含んでおりません。

強度行動障がいのある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援が提供できるよう、地域における課題の整理や人材育成、支援体制の整備について検討してまいります。

その他の 41	<p>地域生活への移行について、国の目標数値が6%以上となっており、毎年20名以上が地域移行している実績がありますが、一方で相談支援の地域移行支援の実績は4~7名と大幅な差があります。どのような事情があるのでしょうか。</p> <p>移行先について情報開示をいただけると参考になるように思います。</p> <p>(計画案117ページ)</p>
------------	---

【市の考え方】その他

障害福祉サービス等の見込量については、近年の利用実績を基に今後の見込みを立てております。

主な移行先は、グループホームや自宅です。

要望 83	<p>「重度の障がいのある人の地域移行を推進するため、支援者が学ぶ機会を検討する」とされていますが、障がいの重い人たちの具体的な生活の事例を示していただけると本人・支援者も安心できるかと思います。身体の障がいのある人たちのグループホームなどの事例も知ことができると保護者の不安も軽減されるかと思います。</p> <p>(計画案117ページ)</p>
----------	--

【市の考え方】その他

浜松市障がい者自立支援協議会が行う研修会で重度の障がいのある人の生活事例を取り上げることについて検討してまいります。

要望 84	<p>地域での生活が困難で施設にやむを得ず入所されておられる方々が多い。意欲向上や地域で生活していくための訓練など、個別にビジョンが見えにくい為、障害の程度に合わせた取り組みがイメージしやすくなる取り組み・一人暮らし訓練などの受け皿の増加に取り組んでいただきたい。</p> <p>(計画案117ページ)</p>
----------	---

【市の考え方】その他

国の基準等を踏まえ、障害者支援施設での取り組みについて検討してまいります。

要 望 85	<p>生活介護やグループホーム等に強度行動障害及び重度の障害者が安心して生活を送ることが出来、その家族も安心して預けることができるよう、生活介護やグループホームへ受入の指導をお願いします。施設から強度行動障害及び重度の障害者を地域移行で受入れた実数を見える化することで、生活介護やグループホーム等の役割や機能、その課題が明確となり、見込の内容について検証できると思われます。</p> <p>(計画案 117 ページ)</p>
-----------------------	--

【市の考え方】今後の参考

障害福祉サービス等事業者に対しては、サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図るよう、指導を行ってまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

そ の 他 42	<p>重点課題に「3 地域生活への移行に向けた体制整備」とあり、分野別施策でも「(2) 地域生活への移行の促進」が掲げられている。</p> <p>これに対しては、入所施設が何故「地域」の一部とされないのかという疑問がずっとある。国際連合の機関から人権の視点から問題とされた「入所施設」は、かつての入所施設が一般社会から隔離されて閉鎖的であったことと、個別性が尊重されない画一的な支援であったことによると椎察している。浜松市からも補助を受け改築した入所施設「三方原スクエア」は、障がい者入所施設の新しいチャレンジとして「グッドデザイン賞」をいただいたが、公的(行政的)にはあまり評価されてこなかったと感じている。今後も「入所施設」と区分されている限りは否定的に評価され、サービスの質が問題視されているようなグループホームであっても、いわゆる地域移行を浜松市としても推進していくことだろうか。</p> <p>(計画案 117 ページ)</p>
-----------------------------	---

【市の考え方】その他

国の基本指針では地域移行は施設入所から地域生活へ移行することとしております。グループホームは地域生活の受け入れ先となっており、サービスの質の確保のため実地指導等で適正に運営されているか確認してまいります。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（意見数 0件）

3 地域生活支援の充実（意見数 0件）

4 福祉施設から一般就労への移行等（意見数 2件）

質問
19

障がい者の法定雇用率の引き上げについて、「障がい者雇用における算定方法の変更」は何かまた「障がい者雇用のための事業主支援強化」は何を実施していますか。具体的な施策を教えてください。
(計画案 122 ページ)

【市の考え方】その他

障がい者雇用における算定方法の変更の内容は以下の2点です。

- ① 短時間労働の精神障がいのある人に対する算定特例が延長されました。
令和5年3月末で終了予定とされていましたが、4月以降も当分の間、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障がいのある人について、雇用率計算において1カウントとみなします。
- ② 令和6年4月以降、週所定労働時間20時間未満の障がいのある人について、雇用率へ算定されます。週の労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がいのある人、重度身体障がいのある人及び重度知的障がいのある人について、雇用率上0.5カウントとして算定できるようになります。

「障がい者雇用のための事業主支援強化」は、企業向けのセミナーを実施し先進事例を紹介しながら障がい者雇用を促進しております。

その他の
43

令和8年度の成果目標のうち就労移行支援利用者からの一般就労者数を令和8年度の目標値189人とし、令和3年度実績144人の1.31倍としているが、これは就労移行支援事業のさらなる強化を意味していると思われる。

一方、資料編を見ると、就労移行支援施設数は令和3年で28施設・在籍数373人、令和5年では23施設・在籍数320人と数値的には減少している。

また、手帳所持者平成31年→令和5年の5か年比、身体95%、療育114.4%、精神123.2%と精神障害者の伸びが顕著であり、今後、精神障害者の就労系サービスの利用需要が益々増加することも予想される。

しかし、障害特性や病態の不安定さなどから精神障害の方の平均出席率は5割程度（週5日全利用とした場合）にとどまり、日々の安定した支援の継続性の難しさという側面もある。

これらを踏まえれば、（法定雇用率の上昇による企業側の意識変化を期待することも重要な要素ではあるが）、今後の就労移行支援事業の強化、さらには精神障害者の就労移行支援の充実という視点を計画中に盛り込むことも成果目標達成には大きな要素となると思うがどうか。

(計画案 122 ページ)

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

5 障害児支援の提供体制の整備等（意見数 3件）

要
望
86

児童発達支援センターを地域の発達支援の中核とし、専門人材を配置して地域の関係機関と連携することが重要です。児童発達支援センターと浜松市が定期的に会議を実施するなど、浜松市が考える連携の具体的な形を明記していただきたいです。
(計画案 124 ページ)

【市の考え方】今後の参考

児童福祉法の改正を踏まえ、児童発達支援センターの求められる役割等を検討してまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

要
望
87

国の基本指針として障害児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築があげられているが、児童発達支援センターや障害児療育支援事業の役割とともに取り組みを記載いただきたい。
(計画案 124 ページ)

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、児童発達支援センターと障害児療育支援事業の役割と取り組みを計画案に追記します。

《修正内容》計画案 78 ページ ②早期療育体制の充実（修正後計画案 82 ページ）
(修正前)

2. 障害児通所支援事業の実施（障害保健福祉課）

障がい児の地域生活を支援するため、必要な障害児通所支援等に係る給付を行います。

(修正後)

2. 障害児通所支援事業の実施（障害保健福祉課）

障がい児の地域生活を支援するため、必要な障害児通所支援等に係る給付を行います。また、地域全体で障がい児に提供する支援の質を高め、障がい児支援体制の強化を図るため、児童発達支援センターは地域の中核的役割を担う機関として、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家庭支援機能やスーパーバイズ機能などを担います。

《修正内容》計画案 78 ページ ②早期療育体制の充実（修正後計画案 82 ページ）
(修正前)

3. 発達医療総合福祉センターの運営（障害保健福祉課）

療育センターにおいて、地域の中核的な療育支援施設として専門的な療育を行うとともに、保育所や幼稚園などの支援、相談支援等を総合的に行います。
(修正後)

3. 発達医療総合福祉センターの運営（障害保健福祉課）

療育センターにおいて、地域の中核的な療育支援施設として専門的な療育を行うとともに、保育所や幼稚園などの支援、相談支援等を総合的に行います。また、在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がいのあることの通う保育所等への療育指導・相談等を行う障害児等療育支援事業を実施します。

要 望 88	<p>支援の充実を図るため、人材育成を追加していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・重症心身障害児の支援スタッフのスキルアップのための研修・医療的ケア児・重心児の保護者の就労ニーズやレスパイトのための預かり（保育園や日中一時の利用）が充実するような支援体制の構築 <p>(計画案 124 ページ)</p>
--------------	---

【市の考え方】今後の参考

支援者のスキルアップのための研修を実施しております。また、医療的ケア児等相談支援センターを設置し、地域の支援体制整備を進めてまいります。
いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

6 相談支援体制の充実・強化等（意見数 0 件）

**7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築
(意見数 2 件)**

提 案 24	<p>福祉事業所のサービス管理責任者・児童発達管理責任者の集まりや研修が少ないため、市としてサポートしてはいかがでしょうか。</p> <p>(計画案 126 ページ)</p>
--------------	---

【市の考え方】今後の参考

サービス管理責任者等基礎研修及び実践研修は、静岡県が実施主体となっております。必要なサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を確保するため、研修機会の充実について静岡県に働きかけてまいります。

第3章 福祉サービスの見込量

《第7期障がい福祉実施計画》

1 障害福祉サービス（意見数 3件）

要 望 89	量増加の見込みをしているサービスが多いが、「見込量の確保」をしっかりとお願いしたい。特に特別支援学校高等部生徒の進路先確保（生活介護、就労継続支援B型等）が困難になってきていると思われる所以受け皿を増やすようにしてほしい。
そ の 他 45	計画案のなかに「共生社会の実現に資することを目的」や「身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう」という文言は見受けられるが、「第2章 福祉サービスの見込量」において、それぞれの実施計画は、事業所数、利用者見込数などの数値のみが掲げられているが、福祉サービス事業所の利用が進むことは、見方を変えれば地域での交流の機会が制限されることにもなる。数値目標からは、事業所の地域的偏在に対する対応策などが不明であり、また福祉サービス事業に参入する団体によっては、制度が示されたことをビジネスチャンスと捉えて、市内に展開してくるところも見受けられ、結果的に、目的に示されるような、住み慣れた地域での生活を支援するという浜松市の計画を推進することの妨げになることも懸念される。

【市の考え方】今後の参考

サービスの利用実績や事業者の参入状況を踏まえるとともにニーズの把握に努め、必要なサービスが提供されるよう体制の整備に努めてまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

要 望 90	現在の計画では過去の実績値の欄に計画値も記載されており、計画に対しての達成率が分かるが、今回の計画案では実績値しか記載されていないがどうしてか。過去の計画値も載せてほしい。 現在の計画では先の数値を「計画値」としていたが、今回計画案では「見込」となっている。この言葉を変えたのは何か意味があるのか。わかりやすく説明してほしい。 【見込み量の考え方】が前回と同じ記載が多いと感じる。もう少し個別のサービスごとに実績値を分析した結果や、現状を踏まえての考え方を示せないのか。
--------------	---

【市の考え方】案の修正

第3章の福祉サービスの見込量の表の実績欄に、過去の計画値を記載します。

また、国が定める基本指針で、障害福祉サービス等の必要な見込量を定めることとされているため、令和6年度以降の数値については「計画値」から「見込」の表記へ変更しました。

(1) 訪問系サービス（意見数 3件）

要
望
91

「区分による支給時間数」について、家族介護の度数と区分度で一定の数値が示されているが、上限時間数を撤廃してもらいたいです。
その人が人間としての生活を送るための時間を適正に精査し、サービス等利用計画を作成して申請するのであって、訪問系サービスだからといって限定するのはいかがなものでしょうか。
(計画案 130 ページ)

【市の考え方】盛り込み済

障害福祉サービス等の支給決定を公平かつ適正に行うために、市は支給決定基準を定めておりますが、指定特定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画案を勘案し、支給量を決定しております。また、必要な支給量が基準の支給量を超える場合は、障害支援区分審査会から意見を伺いながら支給決定しております。

要
望
92

重度訪問介護について、利用者が住み慣れた自宅で利用ができ、地域生活を維持するため、今後、実積率が上がるよう事業所への指導と、現場の状況をみながら見込の検証をお願いします。
(計画案 131 ページ)

【市の考え方】盛り込み済

サービスの質の確保のため実地指導等を行っております。計画における実績については、定期的に調査、分析及び評価を行ってまいります。

そ
の
他
46

訪問系サービスは、全体的に利用者数が増加しているのはありがたいことですが、障害者手帳所持者数、福祉サービス利用者数に対する利用者数はとても少ない印象を受けます。ニーズがないのか、利用先がないのか、検証を今後いただけたとありがたいです。
相談支援専門員をしている会員からは、どのサービスも利用希望をしていても実施可能事業所が見つかりにくい、見つけられない状況があるとの話題が出ています。居宅介護では家事援助、休日の移動支援、同行援護、重度訪問、行動援護の事業所が増加すれば利用対象者が利用できるので、増えていく方策も計画に含まれて行くと良いと思います。
(計画案 130 ページ)

【市の考え方】その他

サービスの利用実績や事業者の参入状況を踏まえるとともにニーズの把握に努め、必要なサービスが提供されるよう体制の整備に努めてまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

(2) 日中活動系サービス（意見数 2件）

要 望 93	令和6年度以降、利用者が増加すると見込んでいるが、利用選択できるようエリアを特定して事業開設できる計画をしていただきたい。 (計画案 133 ページ)
-----------------------	--

【市の考え方】今後の参考

サービスの利用実績や事業者の参入状況を踏まえるとともにニーズの把握に努め、必要なサービスが提供されるよう体制の整備に努めてまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

要 望 94	<p>卒業後の自立に向けた支援について、84ページに「浜松市においても、学校卒業後に障害福祉サービス等の利用を希望する人に対しては、本人の意向や心身の状況に応じて適切なサービスが利用できるよう進路相談に応じるとともに、特別支援学校、障害福祉サービス事業者、障がい者団体等との連携のもと、障害福祉サービス等について学ぶ機会を提供し、生徒とその保護者の進路選択に対する不安の軽減を図ります。」とあるが、受け入れる側のサービス事業所としては、「本人の意向や心身の状況」を勘案して受け入れたいが、定員に限界もあり、受け入れ難い場合もある。また、学校側や保護者からの事前の実習要請にも消極的にならざるを得ない場合もある。</p> <p>市として、あるいは本計画の中で、特別支援学校卒業後の進路として一定数の就労系サービスの利用ニーズをどのように把握し（133 ページ「特別支援学校の卒業生等でサービスの利用が見込まれる人の数を勘案して利用者数及び利用量を見込みます」とあるが）、その後の受け皿（社会資源）をどのようにイメージしているか。新たな利用者数を見込み、それを受け止める体制まで一貫した計画となつたらよいと思うがどうか。</p> <p>（計画案 133 ページ）</p>
-----------------------	---

【市の考え方】その他

サービスの利用実績や事業者の参入状況を踏まえるとともにニーズの把握に努め、必要なサービスが提供されるよう体制の整備に努めてまいります。

(3) 居住系サービス（意見数 1件）

要 望 95	<p>施設入所支援について、入所待機者が増加傾向にあるところを地域生活への移行を進めることを見込んで、利用者数を同数としているが、上記のとおり、地域生活を支える人材が不足している状況、グループホーム支援では支援が難しい利用者、利用者の高齢化も進んでいることから、施設入所者数の見直しの検討が必要であると思う。同数でいくのであれば上記意見の対策、高齢分野との連携の強化を官民一体となり、取り組んでいく必要があると思う。</p> <p>（計画案 136 ページ）</p>
--------------	---

【市の考え方】今後の参考

施設入所者数については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、見込みを設定しております。地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供されるよう体制の整備に努めてまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

(4) 相談支援（意見数 2件）

質 問 20	<p>重点施策「地域生活への移行に向けた体制整備」で個別支援の充実等をあげているが、地域移行支援の利用者数の見込みが令和5年度と変わらない「4人」のままというのはどうしてか。もっと増やすべきではないか。</p> <p>（計画案 137 ページ）</p>
--------------	--

【市の考え方】その他

障害福祉サービスの見込量については、近年の利用実績を基に今後の見込みを立てております。

重点施策の「3 地域生活への移行に向けた体制整備」の実施により、必要なサービスが提供されるよう体制の整備に努めてまいります。

質 問 21	<p>地域移行支援の精神障害者利用分は内数か。また、地域移行支援の内容について、詳しく教えてください。</p> <p>（計画案 137 ページ）</p>
--------------	--

【市の考え方】その他

地域移行支援の精神障がいのある人の利用分は内数です。また、地域移行支援は、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の確保等必要な支援を行うものです。

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業（意見数 3件）

要 望 96	成年後見制度利用支援事業について、報酬助成件数の増加を見込むならば、それに見合った予算を確保してほしい。 (計画案 140 ページ)
---------------------	---

【市の考え方】その他

報酬費助成については、事業に必要な予算を確保するよう努めてまいります。

要 望 97	余暇や生きがいづくりの充実の為に移動支援の利用・活用は非常に大きな役割（特に中等度～重度の知的障害のある方）になっているものの、ニーズの高い時間帯・曜日において移動支援の利用は、人材確保の課題もあり、限定的となっています。基幹相談支援センターで実施している移動支援従事者研修を学生も含め参加者を充実させ、養成後の事業者とのマッチングまで行えると人材確保と共にサービス提供量の確保につながるのではないでしょうか。移動支援は地域生活支援事業であるため、需要と供給バランスがどうか、経営や人員配置等どういった理由で利用に結びつかないかについて実態調査をお願いします。それをもとに協議をお願いします。 (計画案 143 ページ)
---------------------	---

【市の考え方】今後の参考

移動支援従事者研修についての周知が進み、受講者が増えてきております。受講者の中から事業所に従事する人もおりますので、継続して実施していきます。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

質 問 22	専門性の高い相談支援事業（発達障害者支援センター運営事業）について、社会的に発達障がいが認知されてきていることからも、今後も相談は増加すると考えるが、令和5年～令和8年まで、見込み数字が5,100はなぜか。同様に、関係機関への助言回数も800と数字に変化がないのはなぜか？ (計画案 144 ページ)
---------------------	---

【市の考え方】その他

発達相談支援センター「ルピロ」での相談支援件数等は変化しませんが、今後は普及啓発や機関連携、人材育成等をより強化し、他機関での相談・支援体制を構築することで、市全体の発達障がいに関する相談機能を充実させていきます。

(2) 任意事業（意見数 3件）

要
望
98

現在、天竜区並びに北区の奥地など交通アクセスの悪い中山間地では、他地域のように利用ができない状況です。そのため、交通アクセスの悪い地域の方も他地域と同様にサービス利用ができるよう、当事者団体へニーズ調査を依頼し、それをもとに協議をお願いします。

【市の考え方】今後の参考

利用促進の対策については、相談支援事業所を含めたケース会議の開催によって協議の場を設けることを検討してまいります。併せて、現在設定している中山間地域加算の適正化への検討や事業所へのヒアリングを通じてサービス提供の働きかけを重ねることで、引き続き、市域全体で安定したサービスが提供されるよう体制の整備に努めてまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

要
望
99

18歳になり放課後等デイサービスから生活介護等の者のサービスへ移行した方が、サービス利用時間が短くなることで家族の負担増となり、日中一時支援事業の利用を希望します。しかし、利用ができないケースが多く、結果、本来の目的に沿わなくなっています。利用できないことで、家族の社会参加ができない等、家族の負担について実態調査をお願いします。加えて、日中一時支援事業は地域生活支援事業であるため、第5次浜松市地域福祉計画（案）4ページに記載のある概ね中学校区内への設置を事業所へ促して下さい。

（計画案 148 ページ）

【市の考え方】今後の参考

日中一時支援事業は、指定条件を満たすことにより事業実施が可能となります。事業者に対し事業の実施について働きかけをしてまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

放課後等デイサービスの令和5年度利用者数は2,152人で日中一時支援事業の令和5年度の利用者数は550人です。違う事業なので完全に比較できるものではないかもしれません、利用者数だけ見ると学校を卒業すると休日や事業所利用後の支援事業を利用する者が減っているように見えます。しかし、減っているのではなく日中一時支援事業を行っている施設が少ないうえに、利用したくても空きがないために断られることが多いです。そして、日中一時を行っている施設ならどこでもいいわけではなく、こどもが安心して過ごせる施設でなくては困ります。

ある施設では迎えに行くと1人でビデオを見ていました。周りには職員はいません。用事があれば呼んでくれれば来るといいますが、言葉が上手く話せないこどもが簡単に人を呼べるわけがありません。それは1回だけではなく、いつもそうでした。こどももその施設をいやがりました。そのような施設に安心してこどもを預けることはできません。

放課後等デイサービスは数も多くなってきて、肢体不自由児も多く利用しています。

しかし、卒業後の日中一時をやっている事業所は少ないです。

そのギャップにびっくりする親御さんも多いです。

ではショートを利用しては?と言われるかもしれません、

泊まるまでではない(日中だけでよい)やてんかんがあり、職員が少なくなる夜間が不安であるなどといった理由からショートは利用しない、できない場合があります。

日中一時支援事業の見込量の考え方だけでなく、利用者の希望日数と実際の利用日数の違いや施設の数、内容も把握し、利用者が利用しやすいようにしていって欲しいと思います。長くなってしまってすみませんでした。よろしくお願ひ致します。

(計画案 148 ページ)

【市の考え方】今後の参考

支給決定については、利用者の必要な日数で決定しており、事業者に対し事業の実施について働きかけをしてまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

《第3期障がい児福祉実施計画》

1 児童福祉法に規定するサービス（意見数 1件）

要 望 101	計画における成果目標及び実績については、障害者施策推進協議会や障がい者自立支援協議会を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととしていますが、本節に示されている調査・分析・評価に基づき、障がい福祉実施計画、障がい児福祉実施計画の数値目標を算出するための具体的な数字的な根拠をお示しいただけますでしょうか。見込みや目標値が、前年実績を単純に比例させた数値になっている箇所があり、十分な調査・分析が行われているのか疑問に感じる部分もあります。 (計画案 144 ページ)
---------------	---

【市の考え方】その他

障害福祉サービス等の見込量については、サービス種類ごとに過去の利用者数及び利用量の実績に基づき、施設整備の状況を踏まえて算出しております。

(1) 障害児通所支援（意見数 4件）

要 望 102	現状、定員に空きがある事業所はごくわずかで、空きがある土曜日やキャンセルで空きが出た日であれば利用が可能と事業所よりと言われるケースが多い。療育が必要な児童、共働きや父子・母子家庭、家計の理由で子どもを預けざるを得ない家庭は、送迎を希望する親御さんも多いが、現状では空きがなく利用に至らない。短期的には、定員超過のやむを得ない事由に療育の必要性、家族の養育能力、家計状況、送迎の有無等についても勘案してください。中長期的には、市内の限りある定員を効果的に活用するため、浜松市及び児童計画事業所、放課後等デイサービス事業所3者で、療育のため専門的な支援が必要な児童が適正な利用に至るよう協議の場を設置して下さい。 (計画案 150 ページ)
要 望 103	放課後等デイサービスについて、事業所が提出する定員超過のやむを得ない事由について、養育能力、家計状況、送迎の有無等についても勘案してください。また、浜松市及び児童計画事業所、放課後等デイサービス事業所3者で、療育のため専門的な支援が必要な児童が適正な利用に至るよう協議の場を設置してください。 (計画案 150 ページ)

【市の考え方】今後の参考

放課後等デイサービスなどの障害福祉サービス等につきましては、指定基準に即した適正な運営が行われるよう指導してまいります。また、必要なサービスが提供される体制を整備するよう努めてまいります。

なお、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制について、国の基準等を踏まえ、今後検討してまいります。

要 望 104	利用者数の増加が単に前年比の増加で示されています。利用児童数は供給量の指標に過ぎませんので、正確な需要量を把握した上で見込み数の算出をお願いします。理想的には、発達支援広場や就学支援委員会などのデータと組み合わせて、適切な支援量を測定することが望されます。 事業所の偏在や設置要件について、浜松市の計画を具体的に示していただきたいです。 (計画案 150 ページ)
------------------------	--

【市の考え方】今後の参考

障害福祉サービス等の見込量については、サービス種類ごとに過去の利用者数及び利用量の実績に基づき、施設整備の状況を踏まえて算出しております。また、障害福祉サービス等を必要とする障がい者・児の実態把握の方法については、今後、検討してまいります。サービスの利用実績や事業者の参入状況を踏まえるとともにニーズの把握に努め、必要なサービスが提供されるよう体制の整備に努めてまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

質 問 23	児童発達支援センターの機能で、学齢前の保育園の支援から、制度が変わったことにより保育園や幼稚園、小学校、中学校など年齢を広げたサービスになるか。 (計画案 150 ページ)
-----------------------	---

【市の考え方】その他

児童発達支援センターは集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児を対象としております。

なお、児童発達支援センターで放課後等デイサービスを併設している事業所もあります。

(2) 障害児入所支援（意見数 0 件）

(3) 障害児相談支援（意見数 0 件）

資料編

1 障がいのある人の状況（意見数 0件）

2 障害福祉サービス等支給決定者の状況（意見数 0件）

3 施設・事業所の状況（意見数 1件）

質問 24	浜松特別支援学校（知的障害・肢体不自由）について、前回の計画にも肢体不自由が書かれてあったが、肢体不自由の生徒は西部や浜北特支に通学しているのではないか。確認が必要だと思う。 (計画案 165 ページ)
----------	--

【市の考え方】案の修正

浜松特別支援学校は、知的障害を主とする特別支援学校であるため、以下のとおり、計画案を修正します。

《修正内容》計画案 165 ページ（修正後計画案 169 ページ）

（修正前）

浜松特別支援学校（知的障害・肢体不自由）

（修正後）

浜松特別支援学校（知的障害）

4 策定経過（意見数 0件）

5 協議会等構成員

（1）浜松市障害者施策推進協議会（意見数 0件）

（2）浜松市障がい者自立支援協議会の構成員（意見数 1件）

要望 105	浜松市障害者自立支援協議会について、全体・区レベル・地区レベルの構成員に障がい当事者、その家族、関係福祉団体の方を選定していく必要があると考えます。 当事者部会があるが、P D C A サイクルの検証確認に参画できていない。来年度の相談支援体制の改定とともに見直ししてほしい。 (計画案 170 ページ)
-----------	--

【市の考え方】その他

各会議体において、当事者やその家族の方にもご参加いただき、意見を伺っております。

(3) 浜松市障害保健福祉施策連絡会（浜松市障がい者自立支援協議会当事者部会）
(意見数 0件)

6 障がい福祉に関するアンケート調査（意見数 0件）

7 障害福祉サービス事業所調査（意見数 0件）

8 パブリック・コメント（意見数 0件）

9 用語集（意見数 0件）

その他（意見数 11件）

質問 25	社会福祉協議会について、担当課が違うのは承知しているが、地域・団体の関わりのなかで社会福祉協議会との関わりが大きいと思う。連携がわかるようにしてほしい。
----------	--

【市の考え方】盛り込み済

分野別施策「1 理解促進」「(2) 人材育成と活動支援」「③ 地域福祉活動との連携」の「1. 地区社会福祉協議会の活動支援」や、「2 生活支援」「(2) 相談支援体制の充実」「③ 地域福祉活動との連携」の「7. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業の実施」において、地区社会福祉協議会との連携について記載しております。

要望 106	重度障害や難病がある人について、親が元気なうちから色々な支援を考えてほしい。
-----------	--

【市の考え方】盛り込み済

地域生活支援拠点事業を中心に、地域で安心して生活ができるよう今後も支援を行ってまいります。

その他 47	障がい者福祉に関して、政令指定都市の中で浜松市はどのように評価されていますか。
-----------	---

【市の考え方】その他

政令指定都市の中での浜松市の評価についての指標はありません。

国の第5次障害者基本計画に基づいて各施策を進めてまいります。

質問 26	障害者、障害児を支えていく施設を運営する社会福祉法人がいくつかあるが、それぞれ大きな課題があると聞く。施設の活性化という面から、施設職員に対する人材育成について、行政の支援はないか。
----------	---

【市の考え方】盛り込み済

相談支援従事者に対する人材育成として市が研修を実施するほか、県などが実施する研修を事業所に情報提供しております。

その他 48	浜松市の問い合わせは、電話番号のみが主流で、FAX番号、メールアドレスは探さないといけないため、言語障害にとっては、苦痛・不便です。
-----------	--

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、計画書の巻末にメールアドレスを記載します。
いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

《修正内容》計画案巻末

(修正前)

掲載なし

(修正後)

電子メール : syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

その他
49

地域の体制整備に関連して、事業所の偏在や同一法人における同エリアでの事業運営が展開されていますが、地域のニーズと合致しないこともあります。必要な場所に必要な資源を誘導することで、地域ニーズの充足につながるのではないかでしょうか。定員遵守などで利用希望事業所が利用しづらい状況にあります。第5次浜松市地域福祉計画（案）4ページに記載のある概ね中学校区内の視点でサービスの充足状況を把握し、設置を促す等がないとニーズの充足度に偏りが出やすいのではないかと思われます。

【市の考え方】今後の参考

身近な場所で必要なサービスが提供されるよう体制の整備に努めてまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

提案
25

計画の中に強度行動障害者に対する支援について触れていただけたらと考えます。国の施策でも強度行動障害に対する支援体制強化が謳われていますので、医療ケアや地域移行同様に計画に盛り込んでいただけないでしょうか。

強度行動障害に対する研修や環境整備など具体策があれば、なお嬉しいです。

【市の考え方】今後の参考

強度行動障がいのある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、地域における課題の整理や人材育成、支援体制の整備について検討してまいります。

要望
107

不登校に対する記述がありませんので具体的な記載をしてはどうか。国の報酬改定チームでも検討されています。また不登校児童に対しては登校支援が必要となるが、給付費のみならずサービスの拡充の検討を加えてほしい。

【市の考え方】今後の参考

国の基準等を踏まえ、障がいのある不登校児童生徒に対する支援のあり方について検討してまいります。

その他の
50

区の再編に伴い一部区役所が行政センターに代わることで、市の裁量次第で人員配置が減少する、つまり行政センターの人手不足が進む可能性があるという印象を受けています。それを踏まえると、手続きの簡易化・必要書類の省略や電子化等、業務効率化に向けた取り組みを検討していただきたい。事務的業務の負担は利用者支援を逼迫する大きな要因の一つだと思うので、計画に盛り込んでもいいのではないかと感じました。

【市の考え方】今後の参考

障がいの特性に配慮した手続きについて、電子化や効率化等に努めてまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

その他の
51

全体の構成について、取り組みに「新」「継続」「改訂」等追記する等表記について検討いただき、市民にとってわかりやすい計画になることを望む。

【市の考え方】その他

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

その他の
52

令和5年4月こども基本法が施行され、こども施策の基本理念として6点が挙げられている。さらに、これらの基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定・実施する責務（第4条）を定めている。

今回の浜松市障がい者計画・障害福祉実施計画・障がい児福祉実施計画の第3章計画の基本理念等の文章の中に、子どもの視点からの基本理念を、こども基本法や子どもの権利条約の精神に則った文言・キーワードを今回の計画に取り入れた文に変更していただきたい。

【市の考え方】盛り込み済

基本理念の「誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち」の「誰もが」は、こどもも対象としております。

また、本計画の策定にあたって、「浜松市子ども・若者支援プラン」と連携し、作成しております。

